日本標準商品分類番号:871149

## 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

## 鎮痛・消炎・解熱剤

# ケトプロフェン筋注50mg「日新」

Ketoprofen IM Inj. 50mg "NISSIN"

剤 形	注射剤		
製剤の規制区分	劇薬 処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること)		
規格・含量	1 管 2.5mL 中 日本薬局方ケトプロフェン 50mg 含有		
一般名	和名:ケトプロフェン 洋名:Ketoprofen		
製 造 販 売 承 認 年 月 日 薬価基準収載・ 発 売 年 月 日	製造販売承認年月日 : 2015 年 2 月 12 日 (販売名変更による) 薬価基準収載年月日 : 2015 年 6 月 19 日 (販売名変更による) 発 売 年 月 日 : 2015 年 6 月 19 日 (販売名変更による)		
開発・製造販売 (輸入)・提携・ 販売会社名	製造販売元 : 日新製薬株式会社		
医薬情報担当者 の連絡先			
問い合わせ窓口	日新製薬株式会社 安全管理部 TEL:023-655-2131 FAX:023-655-3419 医療関係者向けホームページ: https://www.yg-nissin.co.jp/		

本 IF は 2021 年 2 月改訂 (第 12 版) の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、PMDA ホームページ「医薬品に関する情報」 https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html にてご確認ください。

### IF利用の手引きの概要 - 日本病院薬剤師会-

#### 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。 医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、 添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年9月に日病薬医薬情報委員会において新たなIF記載要領2008が策定された。

IF記載要領 2008 では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること(e-IF)が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-IF が提供されることとなった。

最新版の e-IFは、(独) 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ (http://www.info.pmda.go.jp/) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-IFの情報を検討する組織を設置して、個々のIFが添付文書を補完する適正使用上情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF記載要領の一部改訂を行いIF記載要領 2013として公表する運びとなった。

#### 2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師 自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から 提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという 認識を持つことを前提としている。

#### [IFの様式]

- ①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

#### [IFの作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。
- ②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従 事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」(以下、「IF記載要領 2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

#### [IFの発行]

- ①「IF記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の 拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

#### 3. IFの利用にあたって

「IF記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

#### 4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

## 目 次

Ι	. 概	要に関する項目	
	1.		1
	2.	製品の治療学的・製剤学的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
		25 H V 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_
_	_	*L+_00 L++-*T-m	
П	. 名	称に関する項目	
	1.	販売名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2.	一般名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	3.	構造式又は示性式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4.	分子式及び分子量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5.	化学名(命名法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	6.	慣用名、別名、略号、記号番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		関内力、別力、附方、此方街方 CAS登録番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	١.	CAS 登跡番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ш		可効成分に関する項目	
	1.	物理化学的性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2.	有効成分の各種条件下における安定性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3.	有効成分の確認試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		有効成分の定量法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4.	有別成分の足里伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
IV	. 隻	<b>製剤に関する項目</b>	
	1.	剤形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2.	製剤の組成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3.	注射剤の調製法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	4.	懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	5.	製剤の各種条件下における安定性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		溶解後の安定性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	6.	他剤との配合変化(物理化学的変化)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	7.	他角との配合変化(物理化子的変化)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	8.	生物学的試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	9.	製剤中の有効成分の確認試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	10.	. 製剤中の有効成分の定量法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		. 力価	6
	12.	. 混入する可能性のある夾雑物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
		. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報・・・・・・・・・・・	6
		. その他······	6
			Ü
77	24	5.去1-88-2-7.50	
V		台療に関する項目	_
		効能又は効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		用法及び用量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	3.	臨床成績	7
VI	. 3	<b>薬効薬理に関する項目</b>	
-	1.	薬理学的に関連ある化合物又は化合物群・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		薬理作用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	2.	条理作用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
VII		<b>を物動態に関する項目</b>	
	1.	血中濃度の推移・測定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2.	薬物速度論的パラメータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	3.	吸収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	4.	分布·····	1 0
	5.	代謝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
		排泄	
	6.		1 0
	7.	トランスポーターに関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	8.	透析等による除去率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0

VII	. 安全性(使用上の注意等)に関する項目	
	1. 警告内容とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む)	1 1
	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	5. 慎重投与内容とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	1 2
	7. 相互作用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 2
	8. 副作用·····	1 4
	9. 高齢者への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	11. 小児等への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	12. 臨床検査結果に及ぼす影響	1 5
	13. 過量投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	14. 適用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	15. その他の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	16. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
IX	. 非臨床試験に関する項目	
	1. 薬理試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	2. 毒性試験 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 6
	A 17 H 101	
x	. 管理的事項に関する項目	
21	- 日本の子名にありる名は 1. 規制区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	<ol> <li>元間とカ</li> <li>有効期間又は使用期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	1 7
	2. 有効期間又は使用列限         3. 貯法・保存条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	4. 薬剤取扱い上の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	5. 承認条件等	1 7
	6. 包装	1 7
	0. <sup>2</sup> 2表 7. 容器の材質····································	1 7
	8. 同一成分・同効薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	9. 国際誕生年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	3. 国际誕工十月日         10. 製造販売承認年月日及び承認番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
	11. 薬価基準収載年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	11. 架価差単収載中月日 12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容・・・・・・・	1 8
	13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	14. 再審査期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	15. 投薬期間制限医薬品に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	16. 各種コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	17. 保険給付上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	11. 体操制工学社总	1 0
VI	<b>☆</b> ≠	
AI.	<b>文献</b> 1. 引用文献······	1.0
	<ol> <li>5円 X M · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ol>	1 9
	2. ての他の参考又厭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	المال والأراجات	
XII.	参考資料	
	1. 主な外国での発売状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
	2. 海外における臨床支援情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
XШ	備考	
	その他の関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9

### I. 概要に関する項目

### 1. 開発の経緯

ケトプロフェンは、フランスの Rhone Poulenc 社において多数のベンゾフェノン誘導体よりスクリーニングされて開発された非ステロイド抗炎症薬である。日新製薬㈱は、「メジェイド筋注」を後発医薬品として企画・開発し、薬発第698号(昭和55年5月30日)に基づき、規格及び試験方法を設定、加速試験、生物学的同等性試験を実施し、1995年1月に承認を取得し、1995年7月に薬価収載された。

医療事故防止対策に基づき、2008 年 9 月に販売名を「メジェイド筋注 50mg」に変更し、2008 年 12 月に薬価収載された。

更に 2015 年 2 月に販売名を『ケトプロフェン筋注 50mg「日新」』に変更し、2015 年 6 月に薬価収載された。

### 2. 製品の治療学的・製 剤学的特性

ケトプロフェンは酸性非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs)である。プロスタグランジン生合成の律速酵素であるシクロオキシゲナーゼ(COX)を阻害し、プロスタグランジンの産生を抑制することにより、抗炎症作用、解熱作用、鎮痛作用をあらわす。構成型 COX(COX-1)と誘導型 COX(COX-2)に対する選択性はない。本剤は、pH を中性、浸透圧比を約1に調製している。

重大な副作用として、ショック、アナフィラキシー、中毒性表皮壊死症、急性腎障害、ネフローゼ症候群があらわれることがある。

## Ⅱ. 名称に関する項目

1.販売名 (1)和名 (2)洋名 (3)名称の由来	ケトプロフェン筋注 50mg「日新」 Ketoprofen IM Inj. 50mg "NISSIN" 本剤の一般名「ケトプロフェン」に由来する。		
2. 一般名 (1) 和名(命名法) (2) 洋名(命名法) (3) ステム	ケトプロフェン (JAN) Ketoprofen (JAN、INN) イブプロフェン系抗炎症薬:-profen		
3. 構造式又は示性式	H СН <sub>3</sub>		
	CO <sub>2</sub> H O 及び鏡像異性体		
4. 分子式及び分子量	分子式: C <sub>16</sub> H <sub>14</sub> O <sub>3</sub>		
	分子量: 254. 28		
5. 化学名(命名法)	(2 <i>RS</i> )-2-(3-Benzoylphenyl)propanoic acid (IUPAC)		
6. 慣用名、別名、略号、 記号番号	該当資料なし		
7. CAS登録番号	22071-15-4		

## Ⅲ. 有効成分に関する項目

1.物理化学的性質 (1)外観・性状 (2)溶解性 (3)吸湿性 (4)融点(分解点)、沸 点、凝固点 (5)酸塩基解離定数 (6)分配係数 (7)その他の主な示性 値	pKa:3.89 (カルボキシル基、滴定法) 該当資料なし
2. 有効成分の各種条件 下における安定性	光によって微黄色になる。
3.有効成分の確認試験 法	日本薬局方ケトプロフェンの確認試験法による。 (1)紫外可視吸光度測定法 (2)赤外吸収スペクトル測定法(臭化カリウム錠剤法)
4. 有効成分の定量法	日本薬局方ケトプロフェンの定量法による。 0.1mol/L 水酸化ナトリウム液による滴定(電位差滴定法)

### Ⅳ. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 剤形の区別、外観

| 剤形の区別:注射剤(溶液)

及び性状

性状:無色澄明の液

pH:  $6.0 \sim 8.0$ 

(2)溶液及び溶解時の pH、浸透圧比、 粘度、比重、安定

浸透圧比(生理食塩液に対する比): 0.9~1.1

(3)注射剤の容器中の 特殊な気体の有無 及び種類

なpH域等

窒素

2. 製剤の組成

(1) 有効成分(活性成 分)の含量

| 1 管 2.5mL 中に日本薬局方ケトプロフェン 50mg 含有

(2)添加物

1 管 2.5mL 中: L-アルギニン 36mg、ベンジルアルコール 25mg、等張化剤、 pH 調整剤

(3) 電解質の濃度

該当しない 該当しない

(4)添付溶解液の組成 及び容量

該当しない

(5) その他

3. 注射剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散 性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下に おける安定性1)

ケトプロフェン筋注 50mg「日新」は、最終包装製品を用いた加速試験(40℃、 相対湿度75%、6ヵ月)の結果、遮光・室温保存において3年間安定であるこ とが推測された。また、最終包装製品を用いた長期保存試験(遮光・室温保存、 3年)の結果、外観及び含量等は規格の範囲内であり、遮光・室温保存におけ る3年間の安定性が確認された。

#### 加速試験

試験条件:最終包装製品(褐色ガラスアンプルに充てんし、アンプル内は窒素 で置換し、密封し、紙箱に入れたもの)の状態で、40±1℃、75±5%R.H.

項目及び規格	開始時	1ヵ月後	3ヵ月後	6ヵ月後
性状	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明
無色澄明の液	の液	の液	の液	の液
確 (1)2,4-ジニトロフェニルヒドラジ	適合	適合	適合	適合
認 ン試液による沈殿反応	回	回回	回回	通口
試 (2)紫外可視吸光度測定法	適合	適合	適合	適合
験 (3) 薄層クロマトグラフィー	適合	適合	適合	適合
pH (6.0~8.0)	7. 2	7. 2	7. 3	7.3
浸透圧比 (0.9~1.1)	1.0	1.0	1.0	1.0
無菌	適合			適合
菌の発育を認めない	Į Į			旭口
不溶性異物				
澄明で、たやすく検出される不溶性異物を	適合	適合	適合	適合
認めない				
実容量				
平均:規定による表示量及び過量の和の107%以下	適合	_		適合
個々:表示量以上で、規定による表示量及び過量の	ᄤᄆ			
和の 115%を超えるものは 1 個以下				
定量試験(%)	102	100	100	99
95 <b>~</b> 105	102	100	100	55

### 苛酷試験(光)

試験条件:直接容器品(褐色ガラスアンプルに充てんし、アンプル内は窒素で置換し、密封したもの)の状態で、蛍光灯照射(10001x)

項目及び規格		開始時	1ヵ月後		
	性状	無色澄明の液	白色の沈殿及び黄色の		
	無色澄明の液		油状物質がみられた		
確	(1) 2, 4-ジニトロフェニルヒドラジ	適合	適合		
認	ン試液による沈殿反応	通行	迎门		
試	(2)紫外可視吸光度測定法	適合	適合		
験	(3) 薄層クロマトグラフィー	適合	適合		
	pH (6.0~8.0)	7. 2	7. 4		
	浸透圧比 (0.9~1.1)	1.0	0.9		
不溶性異物 澄明で、たやすく検出される不溶性異物を 認めない		適合	不溶性の異物及び油状 物質が認められた		
定量試験(%) 95~105		102	95		

### 長期保存試験

試験条件:最終包装製品(褐色ガラスアンプルに充てんし、アンプル内は窒素で置換し、密封し、紙箱に入れたもの)の状態で、遮光・室温保存

項目及び規格	開始時	1 年後	2 年後	3 年後
性状	無色澄明	無色澄明	無色澄明	無色澄明
無色澄明の液	の液	の液	の液	の液
確 (1) 2, 4-ジニトロフェニルヒドラジ	適合			適合
認 ン試液による沈殿反応	旭口			旭口
試 (2)紫外可視吸光度測定法	適合	_	ı	適合
験  (3)薄層クロマトグラフィー	適合	_	ı	適合
pH (6.0~8.0)	7. 0	7. 0	7.0	7.0
浸透圧比 (0.9~1.1)	1.0	1.0	1.0	1.0
無菌	適合	_	_	適合
菌の発育を認めない	旭口			旭口
不溶性異物				
澄明で、たやすく検出される不溶性異物を	適合	適合	適合	適合
認めない				
不溶性微粒子				
10μm以上:6000個以下/容器	適合	_	_	適合
25μm以上: 600 個以下/容器				
実容量				
平均:規定による表示量及び過量の和の107%以下	適合	_	_	適合
個々:表示量以上で、規定による表示量及び過量の	WE LI			
和の115%を超えるものは1個以下				
定量試験(%)	100	101	99	100
95 <b>~</b> 105	100	101	00	100

#### 光安定性試験(参考情報) ①ラベルなし保存品:ラベルあり保存品のラベルを剥がしたもの ②ラベルあり保存品:褐色ガラスアンプルに充てんし、アンプル内は窒素で置 換し、密封し、ラベルを貼付したもの ③遮光品:ラベルあり保存品を遮光性フィルムでピロー包装し、紙箱に入れ、 製品としたもの(最終包装製品) 保存条件: 蛍光灯照射(約 10001x) 項目及び規格 開始時 6 時間後 12 時間後 24 時間後 溶液の白濁を ① 無色澄明の液 無色澄明の液 無色澄明の液 認めた 性状 溶液の白濁を ② 無色澄明の液 無色澄明の液 無色澄明の液 無色澄明の液 認めた ③ 無色澄明の液 無色澄明の液 無色澄明の液 無色澄明の液 (1) 7. 0 рΗ 2 7.0 6.0~8.0 3 7.0 1 1.0 浸透圧比 2 1.0 0.9~1.1 1.0 1 100 定量試験(%) (2) 100 95~105 (3) ※本剤の貯法は遮光・室温保存である。 6. 溶解後の安定性 該当しない 7. 他剤との配合変化 調製時:他剤との混合注射を避けることが望ましい。 (物理化学的変化) (「Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 14. 適用上の注意(2)」を参照) 8. 生物学的試験法 該当しない (1) 2, 4-ジニトロフェニルヒドラジン試液による沈殿反応 9. 製剤中の有効成分の 確認試験法 (2)紫外可視吸光度測定法 (3)薄層クロマトグラフィー 10. 製剤中の有効成分の 液体クロマトグラフィー (内標準法) 定量法 11. 力価 本剤は力価表示に該当しない 12. 混入する可能性のあ 該当資料なし る夾雑物 13. 注意が必要な容器・ 該当資料なし 外観が特殊な容器に 関する情報

該当しない

14. その他

## Ⅴ. 治療に関する項目

	1 - 1
1. 効能又は効果	<ul><li>○下記の疾患並びに状態における鎮痛・消炎 術後、外傷、各種癌、痛風発作、症候性神経痛</li><li>○緊急に解熱を必要とする場合</li></ul>
2. 用法及び用量	<ul> <li>○鎮痛・消炎の目的に用いる場合 通常、成人にはケトプロフェンとして1回50mgを殿部筋肉内に注射し、その後必要に応じて1日1~2回反復注射する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。</li> <li>○解熱の目的に用いる場合 通常、成人にはケトプロフェンとして1回50mgを1日1~2回殿部筋肉内に注射する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。</li> </ul>
3. 臨(1) (2) (3) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (7) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	該当資料なし

## Ⅵ. 薬効薬理に関する項目

1.薬理学的に関連ある

アントラニル酸系:メフェナム酸等

**化合物又は化合物群** インドール酢酸系:インドメタシン、スリンダク等

オキシカム系:アンピロキシカム、ピロキシカム等

サリチル酸系:アスピリン、アスピリン・ダイアルミネート等

フェニル酢酸系 : ジクロフェナクナトリウム

プロピオン酸系 : イブプロフェン、オキサプロジン、チアプロフェン酸、ナ

プロキセン、プラノプロフェン、ロキソプロフェンナトリ

ウム水和物等

2. 薬理作用

(1)作用部位・作用機

ケトプロフェンは酸性非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs)である。プロスタグランジン生合成の律速酵素であるシクロオキシゲナーゼ(COX)を阻害し、プロスタグランジンの産生を抑制することにより、抗炎症作用、解熱作用、鎮痛作用をあらわす。構成型 COX(COX-1)と誘導型 COX(COX-2)に対する選択性はない。該当資料なし

(2)薬効を裏付ける試 験成績

(3)作用発現時間·持 続時間 該当資料なし

## Ⅷ. 薬物動態に関する項目

- 1. 血中濃度の推移・測 定法
  - (1)治療上有効な血中 濃度
  - (2)最高血中濃度到達時間
  - (3) 臨床試験で確認さ れた血中濃度<sup>3)</sup>

該当資料なし

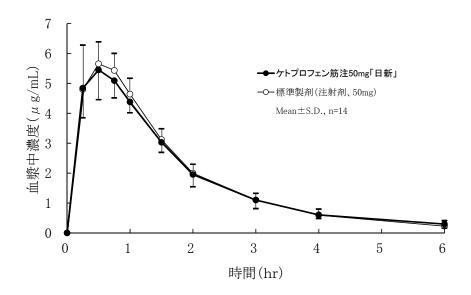
「VII. 薬物動態に関する項目 1. (3) 臨床試験で確認された血中濃度」を参照

生物学的同等性に関する基準:昭和55年5月30日付薬審第718号

ケトプロフェン筋注 50mg「日新」と標準製剤を、クロスオーバー法によりそれぞれ 1 管 2.5mL (ケトプロフェンとして 50mg) 健康成人男子に絶食時単回殿部筋肉内投与して血漿中未変化体濃度を測定し、得られた薬物動態パラメータ (AUC、Cmax) について統計解析を行った結果、両製剤の生物学的同等性が確認された。

	判定パラ	ラメータ	参考パラメータ	
	AUC <sub>0-6</sub>	Cmax	Tmax	$T_{1/2}$
	(μg·hr/mL)	$(\mu \text{ g/mL})$	(hr)	(hr)
ケトプロフェン筋注 50mg「日新」	10. $77 \pm 1.01$	$5.63\pm0.95$	$0.54\pm0.17$	1. $23 \pm 0.21$
標準製剤 (注射剤、50mg)	$10.99\pm1.00$	$5.71\pm0.70$	$0.57\pm0.12$	1. 13±0. 10

 $(Mean \pm S. D., n=14)$ 



血漿中濃度並びに AUC、Cmax 等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

- (4) 中毒域
- (5)食事・併用薬の影 響
- (6) 母集団 (ポピュレ ーション) 解析に より判明した薬物 体内動態変動要因

該当資料なし

「WL. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 7. 相互作用」を参照

該当資料なし

2.薬物速度論的パラメ	
ータ (1)解析方法 (2)吸収速度定数 (3)バイオアベイラビ リティ (4)消失速度定数 (5)クリアランス (6)分布容積 (7)血漿蛋白結合率	該当資料なし 該当資料なし 「VII. 薬物動態に関する項目 1. (3) 臨床試験で確認された血中濃度」を参照 該当資料なし 該当資料なし 該当資料なし 該当資料なし 該当資料なし
3. 吸収	吸収部位:投与部位の筋肉(注射部位から結合組織を拡散し、毛細血管壁を透 過して血液中に移行する。)
4.分布 (1)血液一脳関門通過性 (2)血液一胎盤関門通過性 (3)乳汁への移行性 (4)髄液への移行性 (5)その他の組織への 移行性	該当資料なし 「WII. 安全性 (使用上の注意等) に関する項目 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与(3)、(4)」を参照 「WII. 安全性 (使用上の注意等) に関する項目 10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与(5)」を参照 該当資料なし 該当資料なし
5.代謝 (1)代謝部位及び代謝 経路 (2)代謝に関与する酵素(CYP450等)の分子種 (3)初回通過効果の有無及びその割合 (4)代謝物の活性の有無及び比率 (5)活性代謝物の速度論的パラメータ	該当資料なし
6.排泄 (1)排泄部位及び経路 (2)排泄率 (3)排泄速度	尿中 該当資料なし 該当資料なし
7. トランスポーターに 関する情報	該当資料なし
8.透析等による除去率	該当資料なし

## Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

₩. 女王は〈医用工	
1.警告内容とその理由	該当記載事項なし
2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む)	次の患者には投与しないこと  1. 消化性潰瘍のある患者 [プロスタグランジン生合成抑制作用により、消化性潰瘍を悪化させることがある。]  2. 重篤な血液の異常のある患者 [血液の異常を悪化させるおそれがある。]  3. 重篤な肝障害のある患者 [肝障害を悪化させるおそれがある。]  4. 重篤な腎障害のある患者 [プロスタグランジン生合成抑制作用による腎血流量の低下等により、腎障害を悪化させるおそれがある。]  5. 重篤な心機能不全のある患者 [腎のプロスタグランジン生合成抑制作用により浮腫、循環体液量の増加が起こり、心臓の仕事量が増加するため症状を悪化させることがある。]  6. 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者  7. アスピリン喘息 (非ステロイド性消炎鎮痛剤等による喘息発作の誘発)又はその既往歴のある患者 [アスピリン喘息発作を誘発することがある。]  8. シプロフロキサシンを投与中の患者 (「相互作用」の項参照)  9. 妊娠後期の女性 (「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照)
3. 効能又は効果に関連 する使用上の注意と その理由	該当しない
4. 用法及び用量に関連 する使用上の注意と その理由	該当しない
5. 慎重投与内容とその理由	次の患者には慎重に投与すること (1) 消化性潰瘍の既往歴のある患者 [消化性潰瘍を再発させることがある。] (2) 血液の異常又はその既往歴のある患者 [血液の異常を悪化又は再発させるおそれがある。] (3) 出血傾向のある患者 [血小板機能低下が起こることがあるので、出血傾向を助長することがある。] (4) 肝障害又はその既往歴のある患者 [肝障害を悪化又は再発させるおそれがある。] (5) 腎障害又はその既往歴のある患者 [腎障害を悪化又は再発させるおそれがある。] (6) 心機能異常のある患者 [心機能を悪化させるおそれがある。] (7) 過敏症の既往歴のある患者 [アスピリン喘息を誘発することがある。] (9) 高齢者 (「高齢者への投与」の項参照) (10) 潰瘍性大腸炎の患者 [症状が悪化するおそれがある。] (11) クローン病の患者 [症状が悪化するおそれがある。]

### 6. 重要な基本的注意と その理由及び処置方 法

- (1) 過敏症状を予測するため十分な問診を行うこと。
- (2) 消炎鎮痛剤による治療は原因療法ではなく対症療法であることに留意する
- (3) 症候性神経痛等の慢性疾患に対し本剤を用いる場合には、次の事項を考慮 すること。
  - 1)長期投与する場合には定期的に臨床検査(尿検査、血液検査及び肝機能検 査等)を行うこと。また、異常が認められた場合には減量、休薬等の適切 な処置を行うこと。
  - 2)薬物療法以外の療法も考慮すること。
- (4)術後、外傷及び解熱時に本剤を用いる場合には、次の事項を考慮すること。
  - 1)炎症、疼痛及び発熱の程度を考慮し投与すること。
  - 2) 原則として同一の薬剤の長期投与を避けること。
  - 3) 感染による発熱に対する抗菌剤の投与等、原因療法があればこれを行うこ
- (5) 患者の状態を十分観察し、副作用の発現に留意すること。過度の体温下降、 虚脱、四肢冷却等があらわれることがあるので、特に高熱を伴う小児及び 高齢者又は消耗性疾患の患者においては、投与後の患者の状態に十分注意 すること。
- (6) 感染症を不顕性化するおそれがあるので、感染症を合併している患者に対 し用いる場合には必要に応じて適切な抗菌剤を併用し、観察を十分に行い 慎重に投与すること。
- (7)他の消炎鎮痛剤との併用は避けることが望ましい。
- (8) 高齢者及び小児には副作用の発現に特に注意し、必要最小限の使用にとど めるなど慎重に投与すること(「高齢者への投与」及び「小児等への投与」 の項参照)。

#### 7. 相互作用

(1)併用禁忌とその理 | 併用しないこと 由

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
シプロフロキサシン	痙攣を起こすことが	シプロフロキサシンの
シプロキサン	ある。	GABA 受容体結合阻害作
		用が併用により増強さ
		れ、中枢神経系の興奮性
		を増大すると考えられ
		る。

### (2)併用注意とその理 由

#### 併用に注意すること

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
ニューキノロン系抗	痙攣を起こすおそれ	ニューキノロン系抗菌
菌剤(シプロフロキサ	がある。	剤の GABA 受容体結合阻
シンは併用禁忌)		害作用が併用により増
エノキサシン水和		強され、中枢神経系の興
物等		奮性を増大すると考え
		られる。
メトトレキサート	メトトレキサートの	プロスタグランジン生
	作用が増強されるこ	合成阻害作用により腎
	とがあるので、必要が	血流が減少し、メトトレ
	あれば減量すること。	キサートの腎排泄を減
		少させ、メトトレキサー
		トの血中濃度を上昇さ
		せると考えられる。

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
リチウム製剤	リチウム中毒を起こ	プロスタグランジン生
炭酸リチウム	すおそれがあるので、	合成阻害作用によりリ
	必要があれば減量す	チウムの腎排泄を減少
	ること。	させ、リチウムの血中濃
		度を上昇させると考え
		られる。
クマリン系抗凝血剤	抗凝血作用を増強す	プロスタグランジン生
ワルファリン	ることがあるため、必	合成阻害作用により血
	要があれば減量する	小板凝集が抑制される
	こと。	ため、また、ワルファリ
		ンの蛋白結合と競合し、
		遊離型ワルファリンが
		増加するためと考えらし
血小板凝集抑制作用	出血傾向を助長する	れる。 相互に作用を増強する
を有する薬剤	おそれがある。	性互に作用を増強する   と考えられる。
クロピドグレル	42.C40N-00,00	ころんりれいる。
選択的セロトニン再取	消化管出血のおそれ	相互に作用を増強する
り込み阻害剤(SSRI)	がある。	と考えられる。
フルボキサミン		2 7/2 34 4 40
パロキセチン等		
チアジド系利尿剤	利尿・降圧作用を減弱	プロスタグランジン生
トリクロルメチア	させるおそれがある。	合成阻害作用により、
ジド		水、ナトリウムの体内貯
ヒドロクロロチア		留が生じ、利尿剤の水、
ジド等		ナトリウム排泄作用に
		拮抗するためと考えら
		れる。
カリウム保持性利尿		本剤の腎におけるプロ
剤	降圧作用の減弱、腎機	スタグランジン生合成
	能障害患者における	阻害によるためと考え
等	重度の高カリウム血	られている。
エプレレノン	症が発現するおそれ	
ACE四字刘	がある。	
ACE 阻害剤	腎機能が悪化している患者では、さらに腎	機序不明
A-Ⅱ受容体拮抗剤	る思有では、さらに腎   機能が悪化するおそ	
	機能が悪化するねで   れがある。	
	4 UN1 Ø) Oo	

#### 8. 副作用

- (1)副作用の概要
- (2) 重大な副作用と初 期症状

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。 (頻度不明)

- (1) ショック、アナフィラキシー:ショック、アナフィラキシー(蕁麻疹、呼 吸困難等)があらわれることがあるので、異常が認められた場合には投与 を中止し、適切な処置を行うこと。
- (2) 中毒性表皮壊死症:中毒性表皮壊死症(Lyell 症候群)があらわれること があるので、観察を十分に行い、このような症状があらわれた場合には投 与を中止すること。
- (3) 急性腎障害、ネフローゼ症候群:急性腎障害、ネフローゼ症候群があらわ れることがあるので、定期的に検査を行うなど観察を十分に行い、異常が 認められた場合には投与を中止すること。

### (3) その他の副作用

	頻度不明
過敏症注1)	発疹、瘙痒感等
消化器	消化性潰瘍注1)、胃腸出血注1)、悪心・嘔吐、胸やけ等
肝 臓	AST (GOT)、ALT (GPT)の上昇等
血 液 <sup>注 2)</sup>	貧血、顆粒球減少、白血球減少、血小板減少、血小板機能 低下(出血時間の延長)等
精神神経系	めまい、眠気
その他	注射部位の痛み、硬結、浮腫等

- 注1) 発現した場合には、投与を中止すること。
- 注2) 血液検査を行うなど観察を十分に行い、異常が認められた場合には直 ちに投与を中止すること。
- (4)項目別副作用発現 頻度及び臨床検査 值異常一覧

(5) 基礎疾患、合併症、 重症度及び手術の 有無等背景別の副 作用発現頻度

(6)薬物アレルギーに 験法

該当資料なし

該当資料なし

||本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者、 アスピリン喘息 (非ステロイド 対する注意及び試 ||性消炎鎮痛剤等による喘息発作の誘発) 又はその既往歴のある患者には投与し ないこと。

過敏症の既往歴のある患者には慎重に投与すること。

気管支喘息のある患者には慎重に投与すること(アスピリン喘息を誘発するこ

過敏症状を予測するため十分な問診を行うこと。

ショック、アナフィラキシーがあらわれることがある。(WII.8.(2)参照)

#### 9. 高齢者への投与

一般に高齢者では生理機能が低下しているので、用量並びに投与間隔に留意す るなど、慎重に投与すること。

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	(1) 妊婦(妊娠後期以外) 又は妊娠している可能性のある女性には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。投与する際には、必要最小限にとどめ、適宜羊水量を確認するなど慎重に投与すること。[妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。] (2) ケトプロフェンの外皮用剤を妊娠中期の女性に使用し、羊水過少症が起きたとの報告がある。また、シクロオキシゲナーゼ阻害剤(経口剤、坐剤)を妊婦に使用し、胎児の腎機能障害及び尿量減少、それに伴う羊水過少症が起きたとの報告がある。 (3) 妊娠後期の女性には投与しないこと。[外国で妊娠後期の女性に投与したところ、胎児循環持続症(PFC)、胎児腎不全が起きたとの報告がある。] (4) 動物実験(ラット)で周産期投与による分娩遅延、妊娠末期投与による胎児の動脈管収縮が報告されている。 (5) 授乳中の女性に投与する場合には授乳を避けさせること。[授乳中の投与に関する安全性は確立していないが、動物実験(ラット)で乳汁中への移行が報告されている。]	
11. 小児等への投与	低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない。	
12. 臨床検査結果に及ぼ す影響	該当記載事項なし	
13. 過量投与	該当記載事項なし	
14. 適用上の注意	<ul> <li>(1) 投与経路: 筋注にのみ使用すること。</li> <li>(2) 調製時:他剤との混合注射を避けることが望ましい。</li> <li>(3) 筋肉内投与時: <ol> <li>1) 神経走行部位を避けるように注意して注射すること。</li> <li>2) 繰り返し注射する場合には、例えば左右交互に注射するなど、注射部位をかえて行うこと。</li> <li>3) 注射針を刺入したとき、激痛を訴えたり血液の逆流をみた場合には直ちに針を抜き、部位をかえて注射すること。</li> <li>(4) 保存時:本剤は光により自濁することがあるので、紙箱から取り出した際は、遮光して保存すること。なお、白濁が認められた場合は使用しないこと。</li> <li>(5) アンプルカット時:本剤はワンポイントアンプルであるが、アンプルカット部分をエタノール綿等で清拭し、カットすることが望ましい。</li> </ol> </li> </ul>	
15. その他の注意	非ステロイド性消炎鎮痛剤を長期間投与されている女性において、一時的な不 妊が認められたとの報告がある。	
16. その他	該当しない	

## IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 (1) 薬効薬理試験 (「VI. 薬効薬理に関する項目」参照) (2) 副次的薬理試験 (3) 安全性薬理試験 (4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験 (1) 単回投与毒性試験 (2) 反復投与毒性試験 (3) 生殖発生毒性試験 (4) その他の特殊毒性	該当資料なし

## X. 管理的事項に関する項目

X. 管理的事項に関	する項目			
1. 規制区分	製 剤: 劇薬、処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) 有効成分: 劇薬			
2. 有効期間又は使用期 限	使用期限:3年(安定性試験結果に基づく)			
3. 貯法・保存条件	遮光・室温保存			
4.薬剤取扱い上の注意 点	い上の注意			
点 (1)薬局での取り扱い 上の留意点につい て	「Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に 取扱い上の注意: 本品は直射日光や室内散光によっ することがあるので、使用時まで 戻して保存すること。なお、白潅	ってケ :遮光袋	トプロフェン( の状態で保存	の分解物を生じて白濁 し、開封後も遮光袋に
(2)薬剤交付時の取り 扱いについて (患者等に留意すべ き必須事項等) (3)調剤時の留意点に	患者向医薬品ガイド:有り 「Ⅷ.安全性(使用上の注意等)に			
ついて				
5. 承認条件等	該当しない			
6. 包装	2. 5mL×50 管			
7. 容器の材質	アンプル:褐色ガラス 遮光フィルム: PET/CPP 化粧箱:紙			
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬:カピステン筋注 50mg 同 効 薬:イブプロフェン、オキサプロジン、チアプロフェン酸、ナプロキ セン、プラノプロフェン、ロキソプロフェンナトリウム水和物等			
9. 国際誕生年月日	不明			
10. 製造販売承認年月日 及び承認番号	販売名変更による <b>販売名</b>	製造販	売承認年月日	承認番号
	ケトプロフェン筋注 50mg「日新」	2015 4	年2月12日	22700AMX00201000
	旧販売名:メジェイド筋注 50mg 2008 年 9 月 10 日 (販売名変更による) 旧販売名:メジェイド筋注 1995 年 1 月 23 日		(販売名変更による)	
11. 薬価基準収載年月日	販売名    薬価基準収載年月日			
	サトプロフェン筋注 50mg「日新」 2015 年 6 月 19 日 旧販売名:メジェイド筋注 50mg 2008 年 12 月 19 日 (経過措置期間終了 2016 年 3 月 31 日) 旧販売名:メジェイド筋注			
	1995 年 7 月 7 日 (経過措置期間終了 2009 年 8 月 31 日)		009年8月31日)	

12. 効能又は効果追加、 用法及び用量変更追 加等の年月日及びそ の内容	該当しない		
13. 再審査結果、再評価 結果公表年月日及び その内容	該当しない		
14. 再審査期間	該当しない		
15. 投薬期間制限医薬品 に関する情報	本剤は、投薬期間に関する制限は定められていない。		
16. 各種コード			
10. 174	販売名 HOT 番 <sup>-</sup> (9 桁)		
	ケトプロフェン筋注 <b>50</b> mg「日新」 1010978	個別 1149402A1080 620109703 統一名 統一名	
		1149402A1013 622748900	
17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品である。		

## XI. 文献

1. 引用文献	1) 日新製薬株式会社 社内資料(安定性) 2) 第十七改正日本薬局方解説書, C-1819, 廣川書店(2016) 3) 日新製薬株式会社 社内資料(生物学的同等性)
2. その他の参考文献	該当資料なし

## XII.参考資料

1. 主な外国での発売状況	該当資料なし
2. 海外における臨床支援情報	該当資料なし

## XⅢ. 備考

その他の関連資料	該当資料なし
----------	--------